

○受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について

〔平成18年5月23日矯成3311
矯正局長依命通達〕

一部改正 平成19年 5月30日矯総3362
平成27年12月24日矯成3359
令和 4年 3月28日矯成 352
令和 5年11月24日矯成2038

標記について、下記のとおり定め、受刑者の処遇要領に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3310号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成18年5月24日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成13年3月22日付け法務省矯教第673号当局教育課長通知「少年受刑者に関する個別的処遇計画の運用について」は、廃止します。

記

1 処遇要領の作成（訓令第3条関係）

(1) 策定期限

処遇要領の策定期限は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第43条第1項に「法第85条第1項第1号に定める指導が終了するまでに定める」旨が規定されているところ、その趣旨は、刑執行開始時の指導において当該受刑者の処遇要領について説明を行い、もって矯正処遇に対する動機付けを高めることであるから、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第6条第2項に規定する処遇施設においては、刑執行開始時の指導の期間中に十分な指導を行うことが可能となるよう、時間的余裕をもって処遇要領を定めるように配慮すること。

(2) 被害者等の心情等の考慮

ア 処遇要領の作成に当たっては、被害者等の心情等（被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び法第84条の2第3項の規定により聴取した心情等をいう。以下同じ。）の理解及び被害弁償への動機付けに関する内容を矯正処遇の目標として定めるとともに、当該目標に応じた改善指導の内容及び方法を定めること。

イ 暴力団抗争の相手方である被害者等が受刑者への報復の意思を繰り返し明らかにしている又は被害者等が反社会的な集団に所属し顕著な犯罪性があると認められる等の理由により、被害者等の心情等の理解に関する内容等を処遇要領に盛り込まないこととした場合は、その理由を当該受刑者の処遇要領票の備考欄に記載すること。

(3) 若年受刑者処遇要領票を用いる期間の設定

ア 訓令第3条第3項第1号ただし書により若年受刑者処遇要領票を用いる期間を短縮する場合には、その終期が満20歳に達する月の末日までの期間よりも下回らないよう留意すること。

イ 訓令第3条第4項の規定により若年受刑者処遇要領を用いる期間を設定するに当たっては、処遇要領の策定の時満20歳に達している者については1年6月（この期間内に刑期が終了する場合には、刑期が終了する日までの期間）を、これ以外の

者については、処遇要領の策定の時から満20歳に達する日の属する月の末日までの期間を下回らないよう留意すること。

(4) 希望の参酌

法第84条第4項に「処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。」旨が規定されているところ、その趣旨は、受刑者の処遇が、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起を図ることを旨として行うものであることから、処遇調査時に受刑者本人の矯正処遇に係る希望を確認し、これを踏まえつつ、その者に実施すべき矯正処遇について、必要性、実施可能性等を考慮した上で処遇要領を策定することにあるので留意すること。

(5) 内容の説明

処遇要領を定めた場合には、刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3312号大臣訓令）第5条第1項第3号の規定により、受刑者にその内容について説明を行うこと。

2 矯正処遇の目標の達成状況の評価（訓令第4条関係）

(1) 若年受刑者処遇要領票を用いる期間における評価

若年受刑者処遇要領票を用いる期間中は、執行すべき刑期が10年以上である受刑者についても、おおむね6月ごとに1回、矯正処遇の目標の達成状況の評価（以下「評価」という。）を行うこと。

(2) 評価の方法

ア 評価は、矯正処遇の目標ごとに、これに対応する矯正処遇の評価を基礎とし、必要に応じて生活状況その他の事項を勘案して行うこと。

なお、勘案すべき事項についての情報が不足しているなど必要があるときは、各矯正処遇の実施担当者の意見の聴取、受刑者との個別面接その他の必要な措置を講ずること。

イ 評価は、刑事施設の長がその職員のうちから指名する評価担当者において評定した後、刑事施設の長が評価担当者の監督者の中から指名する調整者において確認し、必要に応じて調整すること。

(3) 評価区分

評価の区分は、次のとおりとすること。

- ア A 矯正処遇の目標を達成している。
- イ B 矯正処遇の目標をおおむね達成している。
- ウ C 矯正処遇の目標を一部達成しているが不十分である。
- エ D 矯正処遇の目標を少ししか達成していない。
- オ E 矯正処遇の目標を達成していない。

(4) 評価票

ア 評価の結果は、評価票（別紙様式）に記録すること。

イ 評価票は、受刑者の処遇調査等に関する訓令第11条に規定する処遇調査票に編てつすること。

(5) 評価結果の説明

評価の結果は、必要に応じ、受刑者に対してこれを説明し、適切な指導を行って、受刑者に自己の矯正処遇の進捗の度合いを理解させるなど、矯正処遇に対する動機付けを高めるよう配慮すること。

(6) その他

評価の結果は、仮釈放を許すべき旨の申出をするか否かに関する資料の一つとして活用すること。

3 処遇要領の変更（訓令第5条関係）

- (1) 処遇要領を変更する場合には、新たな処遇要領票を作成することとし、変更前の処遇要領票は、変更後の処遇要領と同様、処遇調査票に順次編てつすること。
- (2) 処遇要領を変更した場合には、必要に応じ、受刑者に変更の趣旨及び内容について説明を行い、変更後の矯正処遇に対する動機付けを高めるよう配慮すること。

4 処遇要領の運用

処遇要領については、当該受刑者の処遇に関与する全ての職員にその内容を把握させるよう努めるとともに、処遇を担当する刑務官を処遇要領の変更に積極的に関与させるなど、施設全体で運用する体制を整えること。

別紙様式

【評価票】 ()

評 価 票	施 設 名	
	番 号	
	氏 名	

矯正処遇の目標の達成状況の評価

作成年月日	評定期間	(決裁欄)	
	始： 終：		
目 標	評 定	具体的特記事項	
1	担当		
	調整		
	決定		
2	担当		
	調整		
	決定		
3	担当		
	調整		
	決定		

矯正処遇の評価

(毎月の評価)

矯正処遇の種類等	月	月	月	月	月	月
一般作業						
一般改善指導						

(期間を定めて行う各種指導・職業訓練終了時の評価)

矯正処遇の種類等	評 定	具体的特記事項

生活状況に関する評価

生 活 評 価	月	月	月	月	月	月

その他特記事項

--

評価票の記載要領

1 「施設名」欄

刑事施設の正式名称を記載すること。

2 「番号」欄

受刑者の称呼番号を記載すること。

3 「氏名」欄

氏名には、振り仮名を振ること。

4 「矯正処遇の目標の達成状況の評価」欄

(1) 「作成年月日」欄

刑事施設の長において評価を決裁した年月日を記載すること。

(2) 「評定期間」欄

始期及び終期をそれぞれ月単位で記載すること。

(3) 「目標」欄

処遇要領票に記載された矯正処遇の目標を記載すること。

(4) 「評定」欄

評価担当者において「担当」欄に評定結果を符号で記載すること。調整者がこれを調整したとき及び刑事施設の長が評定を決定したときは、それぞれ「調整」欄又は「決定」欄に結果を記載すること（調整を行わない場合は、「調整」欄は空欄として差し支えない。）。

(5) 「具体的特記事項」欄

評定の理由等を簡潔かつ明瞭に記載すること。

5 「矯正処遇の評価」欄

評定期間中の平成18年5月23日付け法務省矯成第3329号当職依命通達「受刑者等の作業に関する訓令の運用について」記9、平成18年5月23日付け法務省矯成第3344号当職依命通達「作業報奨金に関する訓令の運用について」記8及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3349号当職依命通達「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」記5（記8で準用する場合を含む。）による評価結果を記載すること。

6 「生活状況評価」欄

評定期間中の平成18年5月23日付け法務省矯成第3324号当職依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」記2による評価のうち、総合評価の結果を記載すること。

7 「その他特記事項」欄

評定期間中の資格の取得、通信教育の修了、懲罰その他矯正処遇の目標の達成状況の評価に関し特に参考となる事項を記載すること。